

三者技術検討会の適用範囲拡大における試行実施要領

1 目的

三者技術検討会については、「三者技術検討会実施要領(平成18年2月10日付け事調第978号)」(以下、「実施要領」という。)及び「三者技術検討会実施要領の運用について(平成18年2月10日付け事調第979号)」(以下、「運用」という。)を平成18年に定め、主に橋梁工等の高度な技術計算を要する構造物などの設計思想や施工上の留意事項などを、施工業者が事前に把握することで施工管理の効率化と工事目的物の品質確保を図る目的で実施している。

近年、建設業における土木技術者や作業員の高齢化、担い手不足等への対応として発注工事の大型化が進行し、一層の業務の効率化が求められている。このため、設計思想などの意思共有を工事着手前段階で行うことで、工程管理や施工管理の効率的な実施の可能性について、試行工事を実施し、工事全体の業務の効率化を図る。

2 試行対象工事

- (1) 令和6年4月1日以降発注の工事で予定価格が2億円以上の複数工種(面整備や農業用排水路等)を実施する農業土木工事とし、次のとおり試行する。
 - ・空知、上川、オホーツク、十勝・・・各出張所2件以上
 - ・その他の(総合)振興局・・・各2件以上※ 予定価格が2億円以上の工事が無い出張所又は(総合)振興局について、最低1件の工事を選定し実施する。
- (2) 令和6年4月1日以降発注の工事から選定するものとするが、令和6年3月31日以前に入札した工事についても、受発注者の協議により試行可能とする。

3 適用条項

実施要領の「第2(1)⑧その他必要と認められた工事」に該当し、「(2)⑥その他特殊な条件のある工事」として実施する。

4 実施方法

- (1) 実施要領及び運用に基づき実施するものとするが、基本的な手順は次のとおりとする。
 - ① 職場内で試行対象工事を選定。
 - ② 試行対象工事の特記仕様書に三者技術検討会を実施する旨記載(特記仕様書記載例参照)し、入札・契約締結を実施する。なお、既発注済み工事の場合は、受発注者の協議により実施可能(打合簿を取り交す)。
 - ③ 設計者と契約締結(随意契約)
 - ④ 受注者による設計図書の照査及び現地調査を実施
 - ⑤ 受注者が確認を要する事項について整理し、検討会の開催希望時期、照査結果及び技術的課題を発注者へ報告
 - ⑥ 発注者が設計者へ受注者からの確認事項を伝達するとともに、日程調整を実施
 - ⑦ 設計者により、確認事項への回答及び施工上の留意事項等の説明資料を作成
 - ⑧ 三者技術検討会の開催

- ⑨ 開催後、設計者は検討会技術資料を作成
- ⑩ 工事着手
- ⑪ 業務完了時（設計者）及び工事完成時（受注者）にアンケート調査を実施

5 その他

- (1) 試行対象工事については、令和6年3月1日（金）までに、運用別紙2「工事発注予定及び三者技術検討会開催予定」により提出することとし、備考欄に「適用範囲拡大の試行」と記載願います。なお、令和6年3月31日以前に入札した工事を受注者との協議により試行対象とした場合についても、別紙2により随時提出願います。
- (2) 三者技術検討会開催結果を整理した「検討会技術資料」について、委託業務検査終了後に随時事業調整課へ提出願います。
- (3) 設計者及び受注者へ依頼するアンケート調査については、別添「三者技術検討会の適用範囲拡大試行に係るアンケート調査」により実施することとし、設計者及び受注者から提出を受けたのち、随時事業調整課へ提出願います。
- (4) 運用の一部に「工事施工協議簿」と記載のあるものは、「打合簿」と読み替え及び修正するなど対応願います。